

第 5 8 号議案

志木市水道事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

志木市水道事業に係る技術上の監督を要する水道の布設工事等を定める条例（平成 2 4 年志木市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 5 号」を「第 7 号」に、「同じ。）の」を「同じ。）において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 2 号中「の土木工学科又はこれに」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに」に改め、「において前号に規定する学科目以外の学科目」を削り、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第 8 号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 1 1 号とし、同条第 7 号中「限る」の次に「。次条第 6 号において「技術士試験合格者」という」を加え、「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の次に「（6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 建設業法施行令（昭和 3 1 年政令第 2 7 3 号）第 3 4 条第 1 項及

び第2項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者（次条第7号において「技術検定合格者」という。）であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第6号中「第4号」を「第6号」に、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務に従事した年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第8号とし、同条第5号中「の土木工学科又はこれに相当する」を「において第1号又は第2号に規定する」に、「第1号に規定する学科目」を「第1号に規定する課程」に、「1年以上、第2号に規定する学科目」を「2年以上、第2号に規定する課程」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の次に「（第1号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する課程を修めて卒業した者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者にあつては3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)にあつては5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者にあつては7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2号中「又は第4号」を「又は第5号」に改め、「(土木工学を除く。)」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第3号中「又は第4号」を「又は第5号」に、「前号」を「前2号」に、「学科目及び土木工学以外の学科目」を「課程及びこれらに相当する課程以外の課程」に、「当該学科目」を「当該課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「前2号」を「前3号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条に次の3号を加える。

- (6) 技術士試験合格者であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (7) 技術検定合格者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年8月29日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

水道法施行令等の改正を踏まえ、布設工事監督者等の資格の見直しをしたいので、水道法第12条の規定により、この案を提出するものである。